

(騒音規制法施行令第1条 別表第1)

特定施設機械(騒音)

機械	
1	<p>金属加工機械</p> <p>イ 圧延機械 (原動機の定格出力が22.5kw以上のものに限る。)</p> <p>ロ 製管機械</p> <p>ハ ベンディングマシーン (ロール式のものであって原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。)</p> <p>ニ 液圧プレス (矯正プレスを除く。)</p> <p>ホ 機械プレス (呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)</p> <p>ヘ せん断機 (原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。)</p> <p>ト 鍛造機</p> <p>チ ワイヤフォーマーマシーン</p> <p>リ ブラスト (タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)</p> <p>ヌ タンブラー</p> <p>ル 切断機 (砥石を用いるものに限る。)</p>
2	<p>空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)</p> <p>※エアコンのコンプレッサーや冷凍機に用いるものは含まない。</p>
3	<p>土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)</p>
4	<p>織機 (原動機を用いるものに限る。)</p>
5	<p>建築用資材製造機械</p> <p>イ コンクリートプラント (気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。)</p> <p>ロ アスファルトプラント (混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)</p>
6	<p>穀物用製粉機 (ロール式のものであって原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)</p>
7	<p>木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーガー</p> <p>ロ チッパー (原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。)</p> <p>ハ 碎木機</p> <p>ニ 帯のご盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5kw以上のもの。) (木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のもの。)</p> <p>ホ 丸のご盤製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5kw以上のもの。) (木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のもの。)</p> <p>ヘ かな盤 (原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。)</p>
8	<p>抄紙機</p>
9	<p>印刷機械 (原動機を用いるものに限る。)</p>
10	<p>合成樹脂用射出成形機</p>
11	<p>鑄造型機 (ジヨルト式のものに限る)</p>